

平成24年度農林水産研修所及び森林技術総合研修所で
使用する電気の供給仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 農林水産省 農林水産研修所 東京都八王子市廿里町36-1
林野庁 森林技術総合研修所 東京都八王子市廿里町1833-34
(2) 業種及び用途 官公署(事務所、宿泊施設)
(3) 契約期間 自 平成24年4月1日 午前0時
至 平成25年3月31日 午後12時

2 仕様

- (1) 供給電気方式 農林水産研修所 交流三相3線式
森林技術総合研修所 交流三相3線式
- (2) 供給電圧(標電圧) 農林水産研修所 6,000ボルト
森林技術総合研修所 6,000ボルト
- (3) 計量電圧(標電圧) 農林水産研修所 6,000ボルト
森林技術総合研修所 6,000ボルト
- (4) 標準周波数 50ヘルツ
- (5) 供給方式 1回線受電方式
- (6) 契約電力 農林水産研修所 常時電力 5.5キロワット
森林技術総合研修所 常時電力 124キロワット
ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その1月の最大需
要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値
とする。
- (7) 予定使用電力量 366,744キロワット時
内訳は以下のとおりである。
・農林水産研修所173,280キロワット時(14,440
キロワット時/月)
・森林技術総合研修所193,464キロワット時(16,
122キロワット時/月)
※予定使用電力量はあくまで予定数量であり保証するものでは
ない。
- (8) 電力量等の検針 自動検針装置 無
電力会社の検針方法 検針員による検針(現地目視確認)
計量器 記録型計器(通信機能無)
ただし、電力需給用複合計器(通信
機能付)への取替可能。
- (9) 需給地点 ・農林水産研修所においては、需要場所における農林水産研修
所の施設した第1号柱上の農林水産研修所の引込口配線と東
京電力株式会社の施設した架空引込み線との接続点とする。
・森林技術総合研修所においては、需要場所における東京電力
株式会社の施設した外置キャビネット内の断路器配線と森林

技術総合研修所の地中引込線との接続点とする。

- (10) 電気工作物の財産分界点
- ・農林水産研修所においては、需要場所における農林水産研修所の施設した第1号柱上の農林水産研修所の引込口配線と東京電力株式会社の施設した架空引込み線との接続点とする。
 - ・森林技術総合研修所においては、需要場所における東京電力株式会社の施設した外置キャビネット内の断路器配線と森林技術総合研修所の地中引込線との接続点とする。
- (11) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産分界点と同じ。

3 応札者の条件

応札者は、以下の条件を満たす書類を提出すること。

- (1) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年政令第165号）第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官等が定める入札参加資格者として、入札説明書別紙1「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと（入札説明書別紙2）。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 農林水産研修所においては、非常用自家発電設備（100キロボルトアンペア1台）を有している。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は85パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進不可金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置方に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - オ 消費税及び地方消費税の単位は1円とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。